

調布市立学校における非常変災等の対応フローチャート

○ 学校教育法施行規則 第 63 条

非常変災その他急迫の事情があるときは、**校長は**、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

I 調布市教育委員会が、校長に「臨時休校」を要請する基準

1 前日

(1) 全校一斉休校

○ 午後 1 時の時点で、以下の状況となった場合

- ・ 翌日の登校に困難が生じる可能性が非常に高い気象予報の場合
- ・ 翌日の都内公共交通機関に大規模な計画運休が決定している場合

2 当日

(1) 全校一斉休校

① 午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が 1 つ以上発令

- ・ 「レベル 5 大雨特別警報」、「特別警報（暴風、大雪、暴風雪）」、「レベル 4 大雨危険警報」

② 午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が 2 つとも発令

- ・ 「レベル 3 大雨警報」、「暴風（又は暴風雪）警報」

(2) 発令地区にある学校のみ休校

○ 当日午前 6 時 30 分の時点で、以下の警報が発令

- ・ 「警戒レベル 4 避難指示」

※ 午前 6 時 30 分以降に上記警報等が発令された場合は、上記の要請を行う。（登校が開始された後など、要請することで児童生徒の危険が高まる場合を除く。）

※ 登校前に「震度 5 強」以上の地震が発生した場合、全校休校を要請する。

II 調布市教育委員会が、校長に児童生徒の「学校での留め置き」又は「引き取り」を要請する基準

1 児童生徒が在校中に、「警戒レベル 4 避難指示」が発令された場合

(1) 避難指示地域に立地している学校の全児童生徒

➡ 学校で留め置き（校長が「保護者による引き取り」が可能と判断できる場合を除く）

(2) 避難指示地域に立地していない学校だが、住居が避難指示地域にある児童生徒

➡ 保護者に引き取りを依頼

2 児童生徒が在校中に、「震度 5 強」以上の地震が発生した場合

➡ 全児童生徒の保護者引き取りを依頼

3 その他急迫な状況である場合

III 各学校において、臨時休校、登下校時刻の変更、引き取りの実施等を判断する基準

上記 I 及び II に当たらない場合、気象情報、河川の状況、学校の立地、地震の発生等を総合的に検討の上、状況に応じて各学校の校長が判断する。

学校の対応

I、II、IIIのいずれの場合も、対応決定後は、文書配布、すぐる（メール）の送信、学校ホームページへ掲載などの方法で、全家庭に連絡